

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者			住 所
①	清水建設株式会社	元 請	東京都中央区京橋 2 - 1 6 - 1
②	和興建設株式会社	一次下請	和歌山県日高郡日高川町初湯川 4 6 2
③	株式会社岩本興産	二次下請	和歌山県日高郡みなべ町西本庄 1 3 0

2. 入札参加資格停止期間：

令和 8 年 6 月 1 5 日から令和 8 年 7 月 1 4 日まで（1 ヶ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1

4. 事実概要

本件は、関西支社が発注した「阪和自動車道 東岩代トンネル他 1 トンネル工事」において、令和 8 年 5 月 2 6 日、トンネル仮設備ヤード内を敷き均し作業中に、バックホウが旋回した際、低圧電線に引っ掛かり切断したもの。

5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により公衆損害事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）」別表第 1 第 5 号に該当する。

（参考 1）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 1

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故※ 1） 5 会社の発注に係る工事等※ 2 の施行に当たり※ 3、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について、当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 契約課

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。